

令和 7年 3月27日

姫路市事業者向け次世代自動車導入促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の事業所において使用する目的で次世代自動車を導入する事業に要する経費の一部を補助する姫路市事業者向け次世代自動車導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、事業所における次世代自動車の普及を促進し、もって自動車排出ガスによる大気の汚染を防止し、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 本市の区域内に事務所又は事業所を置き、次世代自動車を事業の用に供する法人又は個人であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 自動車製造業者（日本標準産業分類（平成21年3月23日総務省告示第175号）に定める細分類番号3111及び3112に属する事業者をいう。）

イ 自動車卸売業者（日本標準産業分類に定める細分類番号5421に属する事業者をいう。）

ウ 自動車小売業者（日本標準産業分類に定める細分類番号5911及び5912に属する事業者をいう。）

エ 公法人

オ 国又は地方公共団体が50パーセント以上出資する法人

(2) リース事業者 事業者に対し次世代自動車をリース契約により貸し渡す者をいう。

(3) 次世代自動車 電気自動車、燃料電池自動車及び電気バイクをいう。

(4) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車であって自動車検査証に燃料が電気であることが記載されているものをいう。

(5) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車であって自動車検査証に燃料が圧縮水素であることが記載されているものをいう。

(6) 電気バイク 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない二輪の原動機付自転車をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、経済産業大臣が一般社団法人次世代自動車振興センターを執行団体として交付するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（以下「国補助金」という。）の交付の対象となる銘柄のうち、電気自動車、燃料電池自動車及び原動機付自転車の区分に該当する次世代自動車を導入する事業とする。ただし、リース契約により実施する場合にあ

っては、当該次世代自動車の法定耐用年数が経過するまでの間、この要綱に基づいて交付される補助金の全額がリース料金等に充当されるリース契約でなければならない。

2 前項に規定する次世代自動車は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の規定に該当するものでなければならない。

(1) 電気自動車及び燃料電池自動車 次に掲げる全ての要件を満たすもの

ア 補助を受けようとする年度において、第8条第1項の規定による補助金の交付決定後に道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録を初めて受けるもの（新古車、中古車及び中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。

イ 使用の本拠の位置が本市の区域内であること。

ウ 自家用又は事業用の別の項目が自家用であること。

(2) 電気バイク 次に掲げる全ての要件を満たすもの

ア 補助を受けようとする年度において、第8条第1項の規定による補助金の交付決定後に姫路市市税条例（昭和25年姫路市条例第24号）第74条に規定する標識の交付を初めて受けるもの（新古車、中古車及び中古の輸入車を除く。）であること。

イ 定置場が本市の区域内であること。

（補助対象者）

第4条 市長は、予算の範囲内において、次の各号のいずれにも該当する者に対して補助金を交付する。

(1) 市内の事業所に次世代自動車を導入しようとする事業者（リース契約による導入にあつては、事業者がリースを行うリース事業者）

(2) 姫路市税に滞納がない者

(3) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でない者

(4) 姫路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しない者

(6) 補助金の交付を受けようとする年度において、姫路市個人向け次世代自動車導入促進補助金の交付決定を受けていない者

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 電気自動車 国補助金の補助金額に4分の1を乗じて得た金額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、10万円を上限とする。

(2) 燃料電池自動車 1台につき50万円

(3) 電気バイク 国補助金の補助金額に2分の1を乗じて得た金額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、1台につき2万円を上限と

する。

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期間内に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の概要書
- (2) 誓約書
- (3) 市税滞納無証明書（リース契約による次世代自動車の導入にあつては、リース事業者からリース契約により次世代自動車を借り受ける者の市税納税証明書）
- (4) 導入予定の次世代自動車の仕様及び予定購入価格が分かる書類
- (5) 履歴事項全部証明書（補助金の交付を受けようとする者が個人事業者である場合は、開業届の写し又は確定申告書の写し）
- (6) リース契約による次世代自動車の導入にあつては、次に掲げる書類
 - ア 貸与料金の算定根拠明細書
 - イ リース契約により次世代自動車を導入する事業者の誓約書
 - ウ リース契約により次世代自動車を導入する事業者の履歴事項全部証明書
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定において申請できる台数は、次の各号に掲げる事業者（リース契約による導入にあつては、リース契約により次世代自動車を借り受ける事業者）の区分に応じ、1年度につき当該各号に定める台数とする。

- (1) 法人 3台
- (2) 個人 1台

（申請の受付の終了）

第7条 前条の期間内であっても、申請のあった額の総額が予算の限度額に達したときは、受付を終了する。

（決定及び通知書類）

第8条 市長は、第6条の申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者（以下「補助事業者」という。）に対しては補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ通知する。

（変更等の承認）

第9条 前条第2項の規定による補助金交付決定の通知を受けた者は、第6条第1項の規定により提出した補助金交付申請書の内容を変更し、又は交付の申請を取り下げようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があつた場合は、補助金の交付の決定を変更し、又

は取り消すことができる。この場合において、補助金交付決定金額は増額しないものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すときは、変更等承認通知書（様式第5号）により、その旨を通知する。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、第6条の規定により交付申請を行った日の属する年度の3月31日（その日が姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日）までに、事業完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の概要書
- (2) 電気自動車及び燃料電池自動車にあつては、自動車検査証記録事項の写し
- (3) 電気バイクにあつては、標識交付証明書の写し
- (4) 導入車両の写真
- (5) 購入による導入にあつては、車両を購入したことが分かる書類
- (6) リース契約による導入にあつては、リース契約書及び貸与料金の算定根拠明細書
- (7) その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告書の提出があつた場合には、その内容を審査するとともに必要に応じて調査を行い、内容が適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第12条 前条の通知書を受けた補助事業者は、速やかに補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 市長は前項の規定による請求がなされたときは、その内容を審査し、適正であることを確認の上、補助事業者に補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市長の行う調査及び指導に対して怠慢その他不適當な行為をした場合
- (4) その他この要綱に違反したと認められる場合

（補助金の返還）

第14条 市長は、第9条第2項及び前条の規定により補助金の交付を変更し、又は取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、当該変更による減額部分又は取り消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(事業完了後の監査)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助対象事業の実施の適否及びその成果に関し監査できるものとする。

(財産の処分の制限等)

第16条 補助事業者は、補助対象事業により取得する財産（以下「取得財産」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、国補助金に係る実施細則別表6に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、市長の承認を受けないで、取得価額が50万円以上の取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

3 補助事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する金額として次の算式により計算される金額を原則として返還させることができる。

$$A = B \times (C - D) \div C$$

A 返還させるべき金額

B 交付した補助金の額

C 財産処分制限期間の日数

D 次世代自動車を導入した日から処分した日までの日数

5 市長は、処分により補助事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内で当該利益の全部又は一部を市に納付させることができる。

6 市長は、財産処分制限期間における処分が次の各号のいずれかに該当する場合においては、第4項の規定にかかわらず補助金の返還を求めないものとする。

(1) 天災又は補助事業者に過失のない事故等により取得財産が使用不能となり処分する場合

(2) 取得財産の処分後も引き続き補助金の交付の目的の達成のために利用されると認められる場合

(3) その他市長が特に認める場合

7 市長は、第3項の規定による処分を承認したときは、財産処分承認通知書（様式第10号）により、その旨を通知する。

(帳簿の保存義務)

第17条 補助事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）によるほか、別に市長が定め

るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(姫路市電気自動車導入助成事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 姫路市電気自動車導入助成事業補助金交付要綱（平成 2 4 年 7 月 4 日制定）は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の姫路市電気自動車導入助成事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定による補助金の交付決定の取消し、第 1 2 条の規定による補助金の返還、第 1 3 条の規定による事業完了後の監査、第 1 4 条の規定による財産の処分の制限等及び第 1 5 条の規定による帳簿の保存義務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 6 月 1 6 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の第 2 条から第 6 条まで及び第 1 0 条並びに様式第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前に行う交付の申請に係る補助金については、なお従前の例による。